



# 連合群馬青年委員会 第19回総会



第18回総会（2021.11.13）第17・18期青年委員

2023年11月11日(土)  
伊勢崎市民プラザ

## 総 会 次 第

- 1 . 開会宣言
- 2 . 青年委員会 委員長挨拶
- 3 . 連合群馬代表者挨拶
- 4 . 2022～2023年度 活動報告
- 5 . 2024年度～2025年度 活動方針説明
- 6 . 2024年度～2025年度 委員紹介
- 7 . 退任委員挨拶
- 8 . 閉会

# 第18期（2022～2023年度）活動報告

18期は、引き続きコロナによって活動が制限される中で、少しずつ対応にも慣れ、オンラインを有効活用しながら、「どうすればできるのか」を委員全員で論議し活動を進めてきました。

活動では、私たちの「スキルアップ」と「仲間づくり」を強く意識して企画・実行してきました。

## 第18回総会

開催日 2021年11月13日(土)

内 容 2020～2021年度活動報告 / 2022～2023年度活動方針説明  
2022～2023年度委員紹介 役員含め34名参加（Web3名）

総会前には、女性委員会と合同で「職場集会の進め方」研修を開催。  
職場集会で、組合員の声を拾い活性化させていくため、職場集会の4つのタイプ、活性化させる具体的手法、模擬職場集会で実践を交えながら学んだ。



## 幹事会の開催状況や議論内容

回	開催日	討議内容
第1回	2021年11月13日	第18期（2022～2023年度）の役員体制、 第18期前半期（2022年度）の活動計画について
第2回	2022年1月14日	ウォークラリー交流会の開催、政治学習会 について
第3回	2022年3月8日	ウォークラリー交流会の開催、政治学習会 について
第4回	2022年4月18日	ウォークラリー交流会事前、総対話活動について、政治参画意識を高める取り組み
第5回	2022年6月9日	政治参画意識を高める取り組み 「2022青年交流会」（群馬・栃木・埼玉・茨城）、Gユースのつどい（案）
第6回	2022年8月27日	Gユースのつどい開催、「2022青年交流会」（群馬・栃木・埼玉・茨城）について
第7回	2022年10月5日	Gユースのつどい事前、石垣島眼鏡保護ボランティアの参加について
第8回	2022年11月17日	委員の交代・役職変更、第18期後半期（2022年度）の活動計画、連合群馬活動あり 方検討特別委員会「組織討議」について
第9回	2023年1月26日	スポーツ交流会、政治学習会について 連合群馬活動あり方検討特別委員会「組織討議」まとめ
第10回	2023年4月25日	委員の交代、ウォークラリー交流会、北関東青年交流会の開催、ジェンダー平等 推進学習会の参加について、連合群馬活動あり方検討特別委員会「ジェンダー平 等・人材育成」について論議
第11回	2023年7月4日	北関東青年交流会、Gユースのつどいについて
第12回	2023年10月5日	Gユースのつどい事前、第19期活動方針、第19回総会について

・原則Web併用開催とし、内容に応じて全員Webとしたことで、委員の負担軽減をはかってきました。

# スキルアップ・活動の参画を広げる取り組み

## 【2022年】Gユースのつどい

参加者14名

実施日 | 2022年10月7日～8日

- ・1日目...「みなかみユネスコエコパーク」の取り組みについて、みなかみ町総合戦略課地方創生室鈴木紀哉氏より説明いただいた。アイスブレイクの後、「自然を守りつないでいくために私たちにできること」をテーマにグループディスカッションを実施。グループごとの「環境保護宣言」を策定した。
- ・2日目...「ノルディック・ウォーク」体験。群馬県ノルディック・ウォーク連盟に協力をいただき谷川岳インフォメーションセンターから一ノ倉沢の往復約8kmをウォーキングした。





# スキルアップ・活動の参画を広げる取り組み

## 【2023年】Gユースのつどい

参加者20名

実施日 2023年10月13日～14日

- ・1日目...「仕事や人間関係に役立つアサーション」～自分も相手も尊重できる自己表現～についてグループワークを入れながら学んだ。その後、各組織の青年活動について紹介し、意見を交換。「組合費っていくらなの?」、「出会いの場はあるの?」などの質問が出された。
- ・2日目...「ハツ場あがつま湖」の水陸両用バスに乗車。乗車中、ダム稼働前の「旧川原湯温泉」の一部の建物が見える等、ダム建設前の状況を学びながら体験した。



# 仲間づくり

## 北関東青年交流会（対象：青年委員）

実施日 【2022年】9月2日～3日 9人参加 【2023年】9月1日～2日 4人参加

- ・ 連合埼玉青年委員会との交流が始まり。その後、栃木が加わり、第18期からは茨城が参加した。少しずつ広がりがつくれてきた。
- ・ 2022年【幹事：連合埼玉】青年委員会への期待に関する講演、防災関係のワークショップを実施。2日目にはブラインドサッカーを体験した。
- ・ 2023年【幹事：連合茨城】JERA常陸那珂火力発電所見学し、2日目は青年委員を経験した市議会議員、ジェンダーに関する講演があった。





# 仲間づくり

## ウォークラリー交流会

実施日 【2022年】4月23日 参加者53人 【2023年】5月13日 参加者67人

・これまで実施してきた軽スポーツ交流から、コロナ禍でも実施できる「ウォークラリー」に形を変えて実施。2022年は太田市金山青年の家、2023年は前橋市の県勤労福祉センターを発着点に、約5<sup>+</sup>をウォーキング。

・2023年は「やきまんじゅう」屋やJR駅をめぐるなど、地域のスポットを巡るコース設定とした。





# 政治参画意識を高める取り組み

## 青年委員会・女性委員会合同企画「政治参画意識を高める取り組み」

開催日 2022年7月23日

参加者 議員懇含め全体で55名

- ・前半は、たかまつなな氏（時事YouTuber）から、世界で取り組まれている選挙、投票に関する取り組みの紹介や、クイズ、ゲームなどで会場の参加者を巻き込み、選挙に行くことの重要性や政治を身近に感じられるようなわかりやすい講演を受けた。
- ・後半は、青年委員会、女性委員会、議員懇談会がおがそれぞれ事前に決めたテーマで、グループワークを行い、制限時間を知らせるベルが鳴っても止まらないほど盛り上がった議論を通して、普段接する機会がない組合員と議員との交流をはかった。



# 第19期（2024 2025年度）活動方針

・第19期活動方針は、将来の労働組合を担う青年層組合役員の育成をはかるため、連合群馬第19期活動方針を踏まえ策定し、連合群馬第25回執行委員会（2023.10.11）にて確認されました。

1．社会情勢を把握しつつ労働運動の経験を積むため、連合群馬や関係団体の取り組みに積極的に参画し、知見を広げる。合わせて、運動を青年層の組合員へ波及できるような取り組みを企画する。

2．各組織の青年活動のさらなる活性化や、組織強化に向けて、「リーダーとなるための必要な知識の習得かつ構成組織・単組でも活用できる」内容の学習会を実施する。

3．職場や地域を越えた繋がりをつくるため、青年組織がない構成組織・単組や、同年代が職場にいない青年組合員にも参加を呼びかけ、行事の参加者拡大をはかる。

4．近隣の地方連合会青年委員会とのこれまでの連携を継続し、またより多くの青年委員会とのつながりを広げられるよう取り組む。

5．連合群馬執行部との意見交換を実施し、相互の取り組みの理解を深める。

6．議員懇談会と連携し、青年組合員の政治への関心を向上させるための取り組みを女性委員会と合同でおこなう。

## 【参考】青年委員会運営要綱

### 第1条（目的）

青年委員会は、「連合の進路」「連合行動指針」「運動方針」「連合青年活動ガイドライン」にもとづいて、青年活動を具体的に進める推進母体とする。

同時に、連合および連合群馬の組織化・発展と、連合を担う青年の育成をはかることを目的とする。

### 第2条（位置づけ）

青年委員会は、連合群馬執行委員会の指導のもとに活動する。

### 第3条（構成）

青年委員会は、連合群馬構成組織の代表する青年をもって構成する。なお、青年組合員の範囲は構成組織の基準に委ねるが、概ね35歳位までを基準とする。

### 第4条（活動）

青年委員会は、目的達成のため次の活動を自主的に推進する。

1. 青年活動の充実と活動組織の整備と強化
2. 青年組合員の総合生活の向上の取り組み
3. 連合および連合群馬の機関決定事項の実践活動
4. 連帯強化のための交流活動
5. 資質向上のための文化・体育・教育活動
6. 社会参加の推進
7. 国際連帯活動の推進



## 第5条（機関と性格）

この青年委員会に、次の機関を置く。

### 1. 総会

(1) 総会は、大会で決定された青年委員会に関する方針および連合群馬執行委員会で決定された活動方針について意思統一する場とする。

(2) 総会は、連合群馬事務局長と青年委員会委員長が連名で招集し開催する。尚、開催時期は原則、連合群馬定期大会終了後30日以内とする。

### 2. 青年委員会

(1) 青年委員会は、群馬県連合会規約第42条にもとづいて設置する専門委員会の一環とし、連合群馬執行委員会の指導のもとに運営される。

(2) 青年委員会は、活動方針にもとづき、具体的な活動の企画・立案を行うとともにその活動を推進する。

## 第6条（役員とその任務）

### 1. 青年委員会に次の役員を置き、任務は以下のとおりとする

委員長 1名 青年委員会を代表し、総括する。

副委員長 若干名 委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

事務局長 1名 青年委員会の業務を総括する。

事務局次長 若干名 事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはこれを代理する。

幹事 若干名 青年委員会の業務を分担する。

### 2. 役員は、委員の互選とし、連合群馬執行委員会の承認を受ける。

### 3. 委員長は、連合群馬執行委員会の承認を得て、執行委員会にオブザーバーとして参加することができる。この場合、発言権はあるが、決議権はない。

## 第7条（役員・委員の任期と交代）

- 1.任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 2.任期中の交代は認めることとし、この場合の任期は前任者の残期間とする。
- 3.役員 of 交代は、連合群馬執行委員会の承認を得る。

## 第8条（運営）

- 1.総会は、委員長が招集し、構成組織各2名と青年委員会で構成することを原則とする。
- 2.青年委員会は、委員長が招集して必要に応じて開催する。
- 3.四役会（委員長・副委員長・事務局長・事務局次長）は、委員長が招集して必要に応じて開催する。
- 4.幹事会は、青年委員会四役と幹事で構成し、委員長が招集して必要に応じて開催する。

## 第9条（経費）

青年委員会の活動に伴う経費は、連合群馬の予算でまかなう。活動の性格により分担金を徴収する場合もある。

## 第10条（改廃）

この要綱の改廃は執行委員会の議決による。

## 第11条（施行）

この要綱は1991年5月30日から施行する。  
この要綱は2015年10月31日から、一部改正する。